

令和5年7月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第6995号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年4月28日

判 決

5

原告兼原告金哲敏訴訟代理人弁護士

(以下「原告」 という。)

原告兼原告竜介訴訟代理人弁護士

(以下「原告」 という。)

10

上記兩名訴訟代理人弁護士

高 橋 済

同

児 玉 晃 一

被 告

別紙被告目録記載のとおり

上記訴訟代理人弁護士

川 村 真 文

15

主 文

- 1 被告らは、原告 に対し、各自3万3000円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 に対し、各自3万3000円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告らの負担とし、その余は原告らの負担とする。
- 5 この判決は第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

25

第1 請求

- 1 被告らは、原告 に対し、各自33万円及びこれに対する平成30年4月

20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告らは、原告■■■に対し、各自33万円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

5 本件は、東京弁護士会（以下「東弁」という。）に所属する弁護士である原告らが、弁護士法58条1項の規定に基づき原告らに対する懲戒請求をした被告らに対し、同懲戒請求が、事実上又は法律上の根拠を欠き、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであり、同懲戒請求により原告らに精神的苦痛を生じさせたと主張して、不法行為に基づき、被告らに対し、各自損害金合計33万円（慰謝料30万円及び弁護士費用3万円）及びこれに対する不法行為の後の日である平成30年4月20日（東弁の綱紀委員会が上記懲戒請求について懲戒委員会に審査を求めない旨の議決をした日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

- (1) 原告らは、いずれも東弁に所属する弁護士である。原告らは、韓国及び朝鮮にルーツを有する「在日コリアン」三世である。（甲14、15）
- 20 (2) 東弁会長の小林元治（当時）は、平成28年4月22日付けで「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」（以下「小林声明」という。）を発した。小林声明は、文部科学省が同年3月29日に発出した「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」（以下「本件通知」という。）に対する懸念を示し、同通知は地方自治法違反やあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）違反の問題を生じさせるものであることを指摘した上で、文部科学省に対して同通知の撤

回を求め、地方公共団体に対しては、朝鮮学校に対する補助金の支出について、憲法及び各種人権条約の趣旨を踏まえ、適正な交付がされるように求める内容である。(乙4)

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)会長の中本和洋(当時)は、平成28年7月29日付けで「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」(以下、「中本声明」といい、小林声明と併せて「本件各声明」という。)を発した。中本声明は、政府に対して本件通知の撤回を求め、地方公共団体に対しては、朝鮮学校に対する補助金の支出について朝鮮学校に通う子供たちの憲法上の権利に配慮した運用を行うことを求める内容である。

(乙5)

- (3) 被告らは、平成29年11月頃、東弁に対し、原告らを含む18名の弁護士につき懲戒することを求める旨の懲戒請求(以下「本件各懲戒請求」という。)を行った。本件各懲戒請求は、「余命三年時事日記」と称するブログ形式のウェブサイト(以下「本件ブログ」という。)の運営者又はその関係者等(以下「本件ブログ運営者等」という。)が呼び掛け、本件ブログ運営者等が用意した懲戒請求書を利用した、同一の懲戒事由による請求である。被告ら以外にも上記呼び掛けに応じて、原告らに懲戒請求を行った者らが複数存在する(以下、被告ら以外に呼び掛けに応じて懲戒請求を行った者を「他の懲戒請求者」といい、被告らを含めた懲戒請求者を「全懲戒請求者」という。)

本件各懲戒請求に係る懲戒請求書(以下「本件各懲戒請求書」という。)には、懲戒事由として、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発し

ているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な
是正と懲戒を求めるものである。」との記載がある。

(以上について、甲1の15から1の90まで)

2 本件の争点

- (1) 本件訴えの適法性 (争点1)
- (2) 被告らによる不法行為の成否 (争点2)
- (3) 原告らの損害の有無及びその額 (争点3)
- (4) 弁済の有無 (争点4)
- (5) 寄与度を考慮した減額 (争点5)

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 本件訴えの適法性 (争点1)

(被告らの主張)

原告らは、本件各懲戒請求によって何らの損害も被っておらず、既に他の
懲戒請求者から多額の弁済を得ていながら、それを被告らに秘して、被告ら
を含め、合計892名に対し、総額5億8035万5000円もの損害賠償
請求訴訟を提起した。本件訴訟が不当訴訟であることは明らかであり、訴権
の濫用として却下されるべきである。

(原告らの主張)

否認ないし争う。

- (2) 被告らによる不法行為の成否 (争点2)

(原告らの主張)

ア 弁護士法58条1項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く
場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普
通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求
するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠く
と認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成する (最

高裁平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1102頁
(以下「平成19年最高裁判決」という。))。

イ 本件各懲戒請求書中の「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である」との記載は、小林声明に関して述べられたものと思われるが、小林声明（本件各懲戒請求書にいう「朝鮮人学校補助金支給要求声明」）が違法であるとの根拠はない。

また、小林声明に「賛同、容認し、その活動を推進すること」が所属弁護士の犯罪行為となる余地も全くない。

さらに、原告らは、東弁の役員ではなく、小林声明の発出主体ではないから、本件各懲戒請求の理由は、およそ原告らに対する懲戒請求になる余地のないものであるところ、被告らは、そのことを知っていたか、又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得た。

ウ したがって、被告らが行った本件各懲戒請求は、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであり、違法な懲戒請求として不法行為を構成する。

(被告らの主張)

ア 懲戒請求が不法行為を構成する判断基準

懲戒事由として記載されたものが全体として事実であり、懲戒請求者の立場（主観的立場）からそれが「品位を失うべき非行」と評価され得るものであれば、「事実上又は法律上の根拠を欠く場合」に当たらない。また、「普通の注意を払うことによりそのことを知り得た」かどうかについても、専門知識のない一般人を基準に判断すべきである。

イ 本件各懲戒請求の合理性

本件通知（乙3）は正当な内容であるところ、本件各声明は、強制加入団体として政治的中立性が求められる東弁ないし日弁連が本件通知を批

判したものであるから、弁護士会の活動として不当である。少なくとも本件各声明について被告らが不当と判断したこと、また、東弁に所属する会員である弁護士について、不当な活動が行われたことに帰責性があると信じたことにはそれぞれ合理性がある。なお、本件各懲戒請求は、
5 個々の弁護士の具体的な行為を問題とするものではない。

ウ まとめ

よって、本件各懲戒請求は、「懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得た」場合には当たらない。

10 (3) 原告らの損害の有無及びその額（争点3）

(原告らの主張)

ア 名誉毀損・信用毀損のおそれ

弁護士にとって、懲戒請求をされたこと自体不名誉なことであり、仮にその懲戒請求に全く理由がないものであったとしても、弁護士の名誉や信用を毀損するおそれがある。

また、懲戒請求をされた事実は、手続に関与する綱紀委員会の委員や弁護士会の事務局にも知られることとなる。懲戒請求をされたとの事実がこれらの者を含む第三者に知られた場合、懲戒請求をされた弁護士は、当該懲戒請求が根拠のないものであることを説明する負担を負うこととなる。

イ 懲戒請求に対応することによる不利益

原告らは、本件各懲戒請求により他の弁護士会への登録換や登録取消請求ができないという居住・職業選択への制約を受けたほか、懲戒請求者との間で利益相反のチェックを行わなければならない立場に置かれた。
25 不当な懲戒請求に対応しなくてはならない立場に置かれるということ自体が、原告らに対する権利侵害であって、原告らに損害が生じたことは

明らかである。

ウ 人格権侵害としての人種差別

本件各懲戒請求の対象となった18名のうち、8名は、一般的に在日コリアンが有しているものと観念される氏の保有者であり、それ以外の共通点は見出せない。したがって、本件各懲戒請求の対象者は、在日コリアンであることのみを理由に懲戒請求の対象として選択されたことは明らかである。

このように、本件各懲戒請求は、在日コリアンという民族的出身を理由として原告らを選別し、外患罪の告発対象であるなどといった独自の見解に依拠して弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠く懲戒請求をすることで原告らを排除し、その活動を制限するものであり、原告らが人権及び基本的自由を享有し又は行使することを妨げ又は害する目的でなされたものであって、本件各懲戒請求により原告らの名誉、信用、その他の人格権が侵害されたといえる。

エ 損害額

原告らは、本件各懲戒請求が人種的憎悪に基づくものであったことから、大きな恐怖感を抱いた。被告らの不法行為によって原告らが被った精神的苦痛を慰謝するためには相当額の慰謝料を要するが、本件訴訟では、慰謝料の一部として各自に対して30万円を請求する。

また、本件訴訟提起に要する弁護士費用は、請求額の1割相当額を下回らないから、弁護士費用として3万円を請求する。

(被告らの主張)

ア 本件各懲戒請求には人種差別的意図はないこと

原告らが引用する人種差別撤廃条約においても、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的そ

の他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」とされているところ、本件各懲戒請求は、北朝鮮の行動や朝鮮学校と北朝鮮とのつながりを問題にしたものであり「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく」ものではなく「人種差別」には当たらない。

また、本件各懲戒請求は、北朝鮮の日本への敵対行為や北朝鮮と朝鮮学校との不適切な関係があるにもかかわらず、日弁連と東弁が、コリアン弁護士会と連携して、本件各声明を発することで、小林声明に賛同、容認し、その活動を推進していることという具体的な行為を理由としたものであり、「人種差別」には当たらない。

イ 原告らに実質的な損害がないこと

本件各懲戒請求は東弁の綱紀委員会の審査で終了しているところ、綱紀委員会の委員、弁護士会の担当職員等、懲戒請求に関与する人間には守秘義務が課されているから、懲戒請求を受けたことについて外部に漏れることはない。また、本件各懲戒請求の懲戒事由は「朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進すること」を理由とするものであり、それが弁護士として正当な活動というのであれば、それを知られることで原告らの名誉・信用が毀損されることはあり得ない。

懲戒の手續に付された弁護士が手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない（弁護士法62条）としても、憲法22条の「居住、移転、職業選択」が制限されるとはいえない。原告らが「登録換又は登録取消の請求をすることができない」という制約を受けたのは、平成30年4月19日から同月27日までの期間に限られる。原告らは綱紀委員会の決定書（甲3）の送達を受けて初めて懲戒請求の事実を知ったのであれば、何らの不利益も生じていない。「利益相反のチェッ

ク」が負担といえるのは「大量」懲戒請求を前提とするもので、各被告の単独不法行為を主張する本件で考慮される余地はない。

なお、損害について、いわゆる懲罰的損害賠償は否定されているところ、原告らは被告ら合計 892 名に対し、総額 5 億 8035 万 5000 円もの損害賠償請求訴訟を提起しており、原告らが被った損害をはるかに上回るものであるから、このような観点からも、被告 1 名につき 33 万円の損害が認められる余地はない。

(4) 弁済の有無（争点 4）

（被告らの主張）

ア 本件各懲戒請求は競合的不法行為であって各懲戒請求者の債務は全部連帯債務となること

本件ブログ運営者等の呼び掛けに応じて行われた懲戒請求は、単独でも一部の損害が発生し、複数の加害行為が累積することで損害が全部発生する累積的競合型の競合的不法行為である。このような類型の競合的不法行為は、損害が重なり合う限りで各行為の不法行為責任が競合することになるため、連帯債務となり、競合する賠償義務者の誰かが弁済すれば、他の者に対する損害賠償請求権もその限りで消滅すると解される。

イ 本件各懲戒請求は共同不法行為であって各懲戒請求者の債務は全部連帯債務となること

上記のとおり、本件各懲戒請求は、本件ブログ運営者等の呼び掛けに応じて行われたものであり、東弁に対する提出も本件ブログ運営者等が取りまとめた行ったもので、本件ブログ運営者等の意思の実現という意味で、本件ブログ運営者等を起点とする主観的関連共同性が認められる。被告らも他の懲戒請求者と共に、同じ懲戒請求を行うことを認識しており、そのレベルにおいて、他の懲戒請求者との間の主観的関連共同性も認められる。

客観的にみても、同一の懲戒事由による合計 959 件の懲戒請求について、本件ブログ運営者等が取りまとめ、東弁に平成 29 年 11 月 13 日（590 件）と同年 12 月 13 日（369 件）の 2 回に分けて同時に提出されており、客観的関連共同性が認められる。

したがって、本件ブログ運営者等の呼び掛けに応じて懲戒請求を行った全懲戒請求者は、連帯して損害賠償債務を負うこととなる。

ウ 原告らは既に弁済を受けたこと

上記のとおり、本件各懲戒請求は、競合的不法行為ないし共同不法行為であり、全懲戒請求者との間で、連帯して損害賠償債務となる。そして、原告らは、本件ブログ運営者等の呼び掛けに応じた懲戒請求を理由とする損害賠償として、他の懲戒請求者から少なくとも 2010 万円の弁済を受けており、この額は原告らの損害を上回る。

(原告らの主張)

ア 本件各懲戒請求が競合的不法行為として連帯債務にならないこと

懲戒請求が多数なされたとしても、名誉ないし信用の毀損という観点からは、ひとつひとつの行為がこれらの毀損をもたらす行為であり、それらが多数あるからといって、ひとつの行為の違法性が希釈化されるものではないし、他の懲戒請求との競合によって、懲戒請求と損害の因果関係がなくなるものではない。

イ 本件各懲戒請求が共同不法行為として連帯債務にならないこと

本件各懲戒請求が共同不法行為を構成するとの主張は争う。

本件各懲戒請求は、あくまでもひとつひとつの懲戒請求が個別の不法行為を構成するのであり、特定の弁護士に対する特定の懲戒請求が全体としてひとつの不法行為を構成するものではない。また、本件各懲戒請求が共同不法行為となるためには、共同不法行為の全貌・全体像を余すことなく主張立証した上で、その損害の総額を主張立証しなければならず、

全ての懲戒請求者が、本件ブログの呼び掛けに応じ、その趣旨に賛同して懲戒請求を行い、他に同様の懲戒請求をする者がいるであろうと想定していたという事情があったとしても、懲戒請求者ら相互間に客観的・主観的関連共同性があるとは認められない。

5 ウ 弁済

原告らが他の懲戒請求者から金銭を受領していたとしても、被告らの債務の弁済には当たらない。

(5) 寄与度を考慮した減額の可否（争点5）

（被告らの主張）

本件各懲戒請求は、累積的に不法行為が競合する競合的不法行為であるから、民法719条1項後段を類推適用し、被告ら各自についてその責任を軽減し、あるいは免責することができる。本件訴訟で対象とされる本件各懲戒請求は、全体として959件の懲戒請求によるものであるから、被告らの損害の発生に対する寄与度は959分の1を超えることはない。

したがって、被告らの損害賠償債務は、本件各懲戒請求により原告らが被った損害に対する959分の1が上限となる。

（原告らの主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 被告らは、平成29年10月から12月までの頃、原告らを含む弁護士に対して懲戒請求をすることを呼び掛ける内容が掲載された本件ブログを閲覧してこれに応じることとし、本件ブログが掲載されたサイトから懲戒請求書のひな型をダウンロードするなどして、懲戒請求書を入手した。上記ひな型

は、署名押印、月日、住所等の懲戒請求者本人による記入を要する部分以外
はあらかじめ入力されたものであった。被告らは、上記懲戒請求書の「懲戒
請求者」欄に署名押印をするなどした上で、これを懲戒請求の取りまとめ団
体に送付した。

5 本件各懲戒請求書には、以下の記載がある。

①対象弁護士

「会長小林元治」、「副会長成田慎治」、「副会長仲隆」、「副会長芹澤眞
澄」、「副会長佐々木広行」、「副会長谷真人」、「副会長鍛冶良明」、「道あ
ゆみ」、「近藤健太」、「佐々木亮」、「金竜介」、「金慶幸」、「金弘智」、「成
綾子」、「宋昌錫」、「金哲敏」、「金秀玄」、「殷勇基」の18名

②懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動
を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信
的犯罪行為である。利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明の
みならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士
会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発し
ているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早
急な是正と懲戒を求めるものである。

(以上について、前提事実(3)、甲1の15から1の90まで、乙2、9)

20 (2) 被告らから本件各懲戒請求書の送付を受けた上記取りまとめ団体は、本件
各懲戒請求書の月日欄を補充した上で、平成29年10月から12月につ
けて、東弁に対し、本件各懲戒請求書を送付した。

(以上について、甲1の15から1の90まで、弁論の全趣旨)

25 (3)ア 東弁は、平成30年4月19日、東弁の綱紀委員会に対し、本件各懲戒
請求について、調査を命じた(甲4)。

イ 東弁の綱紀委員会は、本件各懲戒請求に係る懲戒事由を以下の2つの懲

戒事由に分けて整理した（以下「本件各懲戒事由」という。甲2）。

(ア) 懲戒事由1

原告らは、いずれも平成28年度日本弁護士会連合会会長「朝鮮学校
に対する補助金停止に反対する会長声明」ないし平成28年度東弁会長
「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」（本件各会長声明）
に賛同、容認し、その活動を推進したものであるが、当該行為は、弁護
士の品位を失うべき非行に該当する。

(イ) 懲戒事由2

原告らは、いずれも、在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会と連
携したものであり、当該行為は、弁護士の品位を失うべき非行に該当す
る。

ウ 東弁の綱紀委員会は、平成30年4月20日、①原告らが、本件各会長
声明に賛同、容認し、その活動を推進したとの事実があったとしても、当
該行為を弁護士としての品位を失うべき非行と評価することはできない、
②原告らが、在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会と連携したとの事
実を認定すべき証拠はない、と判断し、「懲戒委員会に事案の審査を求め
ないことを相当とする。」との議決をした（甲2）。

(4) 東弁は、平成30年4月26日、原告らを「懲戒しない。」との決定をし
た（甲3）。

(5) 原告らは、平成30年4月27日、上記(3)ウの議決に係る議決書（甲2）
及び上記(4)の決定に係る決定書（甲3）の送付を受け、これにより、本件各
懲戒請求を受けたことを知った（弁論の全趣旨）。上記議決書には、懲戒請
求者として、被告らを含む約960名の氏名及び住所が記載されていた（甲
2から4まで、14、15）。

2 本件訴えの適法性（争点1）

被告らは、本件訴えの提起が訴権の濫用である旨主張する。

しかし、原告らの主張は本件各懲戒請求が原告らの名誉・信用等を毀損する不法行為であることを理由に被告らに損害賠償を求めるものであり、平成19年最高裁判決に照らして原告らの請求が成り立ち得ることは明らかである。原告らにおいて事後的・法律的根拠を欠くにもかかわらず被告らを威迫又は困惑させる目的で訴えを提起したことを認めるに足りる証拠はなく、本件訴えを訴権の濫用として不適法とする余地はない。

3 被告らによる不法行為の成否(争点2)

(1) 弁護士法58条1項の規定に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らして相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である(平成19年最高裁判決参照)。なお、「事実上又は法律上の根拠を欠く場合」に当たるか否かは懲戒請求者の主観によってではなく客観的に判断されるべき事柄であり、これに反する被告らの主張は採用しない。

(2)ア 上記認定事実のとおり、本件各懲戒事由は、①原告らが本件各会長声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、弁護士の品位を失うべき非行である、②原告らが在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会と連携したことは、弁護士の品位を失うべき非行であるというものである(認定事実(1)、(3)イ)。弁護士に対する懲戒請求は、弁護士の公共的性格に基づき、職務執行の公正、誠実、品位の保持を制度的に保障することにより、国民から負託された弁護士自治を保持し、国民からの信頼を維持・向上させることを目的とした制度であると解されるところ、①の弁護士会自体の活動に対して所属弁護士が賛同、容認するか否かが、懲戒制度における個々の弁護士の「品位を失うべき非行」になることはおよそ想定されるものではない。また、外国籍や外国にルーツを有する者に

よって構成される法律家協会との連携が個々の弁護士としての品位を失うべき非行になる余地もない。本件各懲戒事由が弁護士法56条1項所定の懲戒事由に当たらないことは明らかであり、本件各懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことは明白といえる。

5 イ 被告らにおいて、本件各懲戒請求を行うに当たり、本件各懲戒事由が弁護士法56条1項所定の懲戒事由「この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたとき」に該当するか否かについて調査及び検討をした形跡はうかがわれない。

10 ウ 本件各懲戒事由が弁護士としての品位を失うべき非行に該当しないことは、上記アの弁護士自治の制度趣旨からすれば、特別の法律知識を有しない者であっても容易に理解し得るといえる。そうすると、被告らは、通常人として普通の注意を払うことにより、本件各懲戒請求が事実上又は法律上の根拠に欠けるものであることを知り得たにもかかわらず、あえてこれを行ったことになる。よって、本件各懲戒請求は、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠き、違法であり、被告らには原告ら
15 に対する不法行為が成立する。これに反する被告らの主張は採用しない。

4 原告らの損害の有無及びその額（争点3）

20 (1) 弁護士が懲戒請求を受けた場合には、それが根拠のない請求であつたとしても、懲戒事由に該当しない旨の最終判断を得るまでは、懲戒を受ける潜在的リスクを抱えることとなり、このことにより弁護士の名誉や信用が不当に侵害されるおそれが継続する。

25 懲戒請求を受けた弁護士は、審査手続が終了するまでの間は、他の弁護士会への登録換又は登録取消の請求をすることができなくなる（弁護士法62条1項）。また、弁護士活動を行うに当たり、懲戒請求者と自身のほか所属する弁護士事務所の他の弁護士の依頼者との間において利益相反が生じない

ことを確認する必要も生じる（弁護士法25条、弁護士職務基本規程27条、28条、57条）。

5 本件各懲戒請求の対象とされた弁護士のうち、会長等の肩書のない者については、「金」など
10 在日コリアンが使用することが多い氏の者が含まれていること（認定事実(1)）、また、本件各懲戒請求書には、「利敵行為」や「外患罪」、「売国行為」といった強い批判的な文言のほか、「在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。」（認定事実(1)）
15 などと民族的出自に言及した文言も記載されていることからすれば、被告らが原告らの民族的出自を捉えて人種差別的な意見や悪感情を表明することに賛同して本件各懲戒請求を行ったことが容易に看取されるものであって、原告らにとっては、在日コリアンという自己の民族的出自ひいては自己の存在そのものに対する差別意識や悪感情を向けられたと受け止めるほかなく、原告らに相応の精神的苦痛が生じたといえることができる（甲14、15）。

これらの諸事情を総合考慮すると、被告ら各自の本件各懲戒請求により原告ら各自に生じた精神的損害は、各3万円とするのが相当である。

(2) 上記(1)の事情に照らすと、被告らの不法行為と相当因果関係のある損害である弁護士費用は、各被告につき3000円とみるのが相当である。

(3) したがって、各被告は、原告らそれぞれに対し、損害金合計3万3000円及びこれに対する遅延損害金（起算日は不法行為の後の日である平成30年4月20日）の支払義務を負う。

5 弁済の有無（争点4）及び寄与度を考慮した減額（争点5）

(1) 競合的不法行為

被告らは、本件各懲戒請求は、単独でも一部の損害が発生し、複数の加害行為が累積することで損害が全部発生する累積的競合型の競業的不法行為である旨主張する。被告らは、被告らの各不法行為によって生じる損害が重なり合う旨主張するが、全懲戒請求者の各不法行為の態様は、各人がそれぞれ

個別に懲戒請求書を作成して原告らの所属する東弁に懲戒請求をしたものであるから、それぞれが独立して弁護士法58条1項に基づく別個の懲戒請求として扱われるものである。そして、これら不法行為の結果生じる原告らの損害は、根拠のない懲戒請求を受けることによる名誉・信用等の毀損や手続上の不利益、民族的出自に関する差別意識や悪感情を向けられることによる精神的損害であるから、各懲戒請求ごとに生じるものと解される。さらに、本件において原告らの損害として認定しているのは、あくまで個々の懲戒請求によって原告らに生じた個別の損害にとどまり、多数の者から本件各懲戒請求を受けたことによって生じた損害を全体的に評価したものではない。そうすると、被告らの主張はその前提を欠くものであり、理由がない。

(2) 共同不法行為の成否

被告らは、本件各懲戒請求について不法行為が成立するとしても、被告らを含む本件ブログの呼び掛けに応じて原告らに対して懲戒請求をした全懲戒請求者の共同不法行為が成立するとして、原告らが、他の懲戒請求者から弁済を受けたことにより、原告らの損害については弁済済みである旨主張する。

しかし、全懲戒請求者は各人がそれぞれ個別に懲戒請求書を作成して原告らの所属する東弁に懲戒請求をしたものであるから、それぞれが独立して弁護士法58条1項に基づく別個の懲戒請求として扱われるものであることは上記(1)の説示のとおりである。各加害行為に客観的関連共同性はなく、また、個々の懲戒請求者間に意思の連絡があったことをうかがわせる証拠もないから、主観的関連共同性も認められない。そして、不法行為の結果生じる原告らの精神的損害についても、根拠のない懲戒請求を受けることによる名誉・信用等の毀損や手続上の不利益、差別意識を向けられたことによる損害であり、各懲戒請求ごとに生じることは上記(1)の説示のとおりである。

なお、全懲戒請求者は、本件ブログ運営者等から入手するなどしたひな型を用いて懲戒請求書を作成し、取りまとめ団体を通じて東弁に対し本件各懲

戒請求書を提出することによって本件各懲戒請求を行ったものであるが、全懲戒請求者の行為は個々の自発的なものであって共謀の上行われたものとは認められず、また取りまとめ団体が一個の団体的意思を形成して行った行動ともいえないのであり、上記事情をもって客観的・主観的関連共同性を認めることはできない。

そうすると、全懲戒請求者の行為をもって共同不法行為であるとはいえず、この点についての被告らの主張は理由がない。

(3) 被告らは、本件各懲戒請求が競合的不法行為であることを前提に各自の寄与度によって被告らが責任を負うべき損害を減額すべき旨主張するが、そもそも被告らの各不法行為は独立した不法行為であり、損害も個別に発生するものであることは上記(1)、(2)の説示のとおりであるから、全体の不法行為として発生した損害に対する寄与度を観念する余地はなく、この点についての被告らの主張は理由がない。

(4) 以上検討したとおりであるから、原告らが他の懲戒請求者から何らかの弁済を受けていたとしても、これを本件各懲戒請求に基づく不法行為によって原告らに生じた損害に対する弁済とみることはできない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文の限度で理由があるからこれらの限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官

新谷祐子

裁判官

伊藤吾朗



5

裁判官

志村敬一

